

問題 1 韓国は、4つの国際的な輸出管理レジームに参加し、大量破壊兵器に関するキャッチオール規制を実行しているホワイト国である。○

問題 2 役務取引許可申請書は、「運用通達」の記載要領に従って作成することが必要である。×

問題 3 まだ商品化されていない輸出貿易管理令別表第1の7の項(1)に該当する集積回路を無償でサンプル輸出する場合、少額特例を適用できるかどうかの価格の判定は、税関の鑑定価格によって決定される。○

問題 4 「不拡散型輸出管理」は、すべての貨物・技術について、特定の国への輸出・提供を禁止するものである。×

問題 5 法令違反が判明した場合、最高責任者は、安全保障貿易管理部門や関係部門に対して、原因究明と再発防止策の徹底等の指示を行い、行政庁への報告は必要に応じて行えばよい。×

問題 6 一つの契約で該当貨物を何回かに分割して輸出する場合、輸出許可証の有効期間内で、許可証に記載された事項の範囲内であれば、あらかじめ輸出許可を取得しなくても輸出を行なうことができる。○

問題 7 海外の子会社及び関連会社等に対する安全保障輸出管理の指導・教育については、大臣通達等により要請されており、現地企業の実状に即した適切な指導・教育を行うことが望ましい。○

問題 8 オーストラリア・グループ(AG)は、化学兵器関連の原材料及び化学兵器製造設備のみではなく、生物兵器関連の細菌製剤の原料及び製造設備等の輸出規制を行う。○

問題 9 ミサイル関連機材・技術輸出管理レジーム（MTCR）の規制対象は核兵器を搭載できるミサイルのみであり、化学兵器・生物兵器を搭載できる小型のミサイルはオーストラリア・グループ（AG）で規制される。

×

問題 10 ワッセナーアレンジメント（WA）における輸出の許可・不許可の判断は、参加国の裁量にゆだねられている。○

問題 11 アフガニスタン、イラン、イラク、北朝鮮又はリビアを経由する場合は、一般包括輸出許可は適用できない。○

問題 12 大量破壊兵器キャッチオール規制では包括許可制度の適用はなく、客観要件又はインフォーム要件に該当する場合はすべて個別許可申請が必要だが、通常兵器キャッチオール規制においては、包括許可制度の適用を受けることができる。×

問題 13 ワッセナーアレンジメント（WA）はココムの流れを汲むため、設立当初ロシアは加盟していなかった。×

問題 14 輸出貿易管理令別表第1の5から15までの項の中欄に掲げる貨物について、少額特例の適用ができる。×

問題 15 輸出許可証の有効期限の延長申請は、有効期間満了後でもよい。

×

問題 16 通常兵器キャッチオール規制の規制対象貨物は、輸出貿易管理令別表第1の16の項（1）に、大量破壊兵器キャッチオール規制の規制

対象貨物は、輸出貿易管理令別表第1の16の項（2）に定められている。✕

問題17 我が国の安全保障貿易管理は、貨物の輸出については外為法第48条第1項を、技術の提供については外為法第25条第1項第一号を根拠として行われている。○

問題18 我が国の武器輸出三原則は、国連安保理決議第1540号に基づくものである。✕

問題19 輸出貿易管理令別表第4に掲げる地域とは、イラン、イラク、北朝鮮の3カ国であり、これらの地域を仕向地としてリスト規制に該当する貨物を輸出する場合は、一般包括輸出許可を適用することができない。○

問題20 本邦A大学工学部研究室は、3ヶ月の予定で外国人留学生を受け入れ、リスト規制に該当する技術データを提供することにしたが、大学は教育機関なので役務取引許可の取得は免除されている。✕

問題21 現在の我が国の安全保障輸出管理は、大量破壊兵器等の拡散防止と地域の安定を損なうおそれのある通常兵器の過剰な蓄積防止により、国際的な平和及び安全を維持することを目的としている。○

問題22 「キャッチオール規制」とは、貨物・技術の機能・仕様のみに着目した規制である。✕

問題23 包括許可取扱要領では、一般包括許可の要件として、「一般包括許可を受けようとする者は、申請に先立ち、その役員又は正規職員が輸出管理に係る適格な説明会<sup>(※)</sup>を受講しているものでなければならない。」

と規定している。

※ ここで「適格な説明会」とは「経済産業省が輸出管理に係る説明会として予め明示したもの」である。○

問題 2 4 安全保障輸出管理では、すべてのプログラムが規制から除外されている。×

問題 2 5 輸出貿易管理令別表第 1 の 2 から 1 5 の項に該当するリスト規制品を輸出貿易管理令別表第 3 に掲げる地域（ホワイト国）を仕向地として輸出する場合は、輸出許可は不要である。×

問題文中で使用される略称・用語について

|           |                                                                                           |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 外為法       | 外国為替及び外国貿易法                                                                               |
| 輸出令       | 輸出貿易管理令                                                                                   |
| 外為令       | 外国為替令                                                                                     |
| 貨物等省令     | 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令                                                   |
| 貿易外省令     | 貿易関係貿易外取引等に関する省令                                                                          |
| 核兵器等開発等省令 | 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令                                                      |
| 通常兵器開発等省令 | 輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令           |
| 文書等告示     | 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等                |
| 核兵器等開発等告示 | 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第三号の二イ及び第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合 |
| 通常兵器開発等告示 | 経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等を除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合     |
| 無償告示      | 輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物   |
| 暗号特例告示    | 輸出貿易管理令第4条第1項第六号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物                                                    |
| 運用通達      | 輸出貿易管理令の運用について                                                                            |
| 役務通達      | 外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について                                           |
| 大量破壊兵器通達  | 大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について                                                                    |

|               |                                                                                                                                                                                          |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 通常兵器通達        | 通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について                                                                                                                                                                     |
| 核兵器等開発等補完規制通達 | 大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制に係る輸出手続き等について（お知らせ）                                                                                                                                                |
| 通常兵器開発等補完規制通達 | 通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続き等について（お知らせ）                                                                                                                                                       |
| 包括許可要領        | 包括許可取扱要領                                                                                                                                                                                 |
| 包括許可運用        | 包括許可について（運用のための輸出注意事項）                                                                                                                                                                   |
| 包括許可手続        | 包括許可の手続等について（お知らせ）                                                                                                                                                                       |
| ホワイト国         | 輸出令別表第3の地域をいう。国際的な輸出管理レジームすべてに参加し、その合意に基づいて、国内法の整備を行い、かつ、大量破壊兵器キャッチオール規制を実施している米国や英国など計26カ国をいう。                                                                                          |
| 大臣通達          | <p>「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」として当時の通商産業大臣（現：経済産業大臣）名で輸出関連団体の長あてに要請した通達（平成6年6月24日付）をいう。</p> <p>平成18年3月3日に新たに「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」という通達が出され、企業における輸出管理の徹底を求めている。</p> |

平成21年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験

(STC Associate)(第15回)

試験問題